

建設常任委員会記録

令和2年6月22日（月）於 前川新館3階会議室

開会 午後1時30分

散会 午後1時43分

○出席委員（6名）

3番 坂本 崇 委員 6番 蛭名 正樹 委員 10番 野村 太郎 委員
11番 外崎 勝康 委員 14番 松橋 武史 委員 18番 石岡 千鶴子 委員

○出席理事者（2名）

上下水道部長 坂田 一幸 上下水道部営業課長 熊谷 義昭

○出席事務局職員（2名）

議事係長 蝦名 良平 書記 外崎 容史

————— † ————— ◁ ▷ ————— † —————

【午後1時30分 開会】

○委員長（外崎勝康委員） これより、建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案1件であります。

議案第55号 弘前市下水道条例等の一部を改正する条例案

○委員長（外崎勝康委員） 議案第55号弘前市下水道条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。上下水道部長。

○上下水道部長（坂田一幸） 議案第55号弘前市下水道条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。お手元の資料を御覧くださいようお願いいたします。

本議案は、弘前市督促等に関する条例、以下、督促条例と申し上げますが、令和3年4月1日、督促条例の施行に伴い、市税等の督促手数料が廃止され、当該条例を準用し督促手数料を徴収している上下水道事業に係る条例について、督促手数料の取扱いを見直すため、所要の改正をしようとするものであります。

具体的には、下水道使用料の督促手数料を今後も徴収するため、督促条例の準用を取りやめ、督促手数料の徴収に係る条項の追加や字句の整理などを行ったものであります。

今回の見直しに伴い、上下水道事業としては、督促条例を準用している六つの条例の改正が必要となっております。

以下、概略を御説明いたします。

第1条は、弘前市下水道条例の一部改正となっております。同条例に、督促手数料、延滞金、滞納処分の条項を追加し、関係する条項について所要の改正を行うものであります。

第2条は、弘前都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正となっております。同条例中、延滞金に係る条項について、所要の改正を行うものであります。

第3条は、弘前市農業集落排水処理施設条例の一部改正となっております。同条例に、督促手数料、延滞金、滞納処分の条項を追加し、関係する条項について所要の改正を行うものであります。

第4条は、弘前市農業集落排水事業分担金条例の一部改正となっております。同条例に、延滞金、滞納処分の条項を追加し、関係する条項について所要の改正を行うものであります。

第5条は、弘前市水道事業給水条例の一部改正となっております。同条例に、督促手数料、延滞金、滞納処分の条項を追加し、関係する条項について所要の改正を行うものであります。

第6条は、弘前市常盤野地区特定環境保全公共下水道事業分担金条例の一部改正となっております。同条例に、延滞金、滞納処分の条項を追加し、関係する条項について所要の改正を行うものであります。

次に、督促手数料の取扱いを見直すことになった理由について御説明いたします。

市税等の督促手数料は、廃止をすることでゆうちょ銀行の窓口納付の追加が可能となり、コンビニ納付の拡充を併せて行うことにより納付方法が拡大され、市民サービスの向上や収納率の向上につながる大きなメリットが見込めるため廃止したものであります。

一方、上下水道事業においては、ゆうちょ銀行の窓口納付を追加しなくても、口座振替やコンビニ納付など現状の納付方法で足りているため、督促手数料の廃止は単に減収するだけとなり、大きなメリットは見込めないものであります。

以上により、督促条例の施行に伴い、督促手数料が廃止され影響を受ける関係条例について、督促手数料の見直しを行うものであります。

最後に、本条例の施行期日ではありますが、督促条例の施行期日に合わせて令和3年4月1日からとし、字句の整理については公布の日からとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○6番（蛭名正樹委員） 本条例案の改正ということで提案されているのですけれども、この下水道条例だけを改正するというか、それで督促手数料を取る制度として補完した。それで、市の条例では、手数料を取らないように様々やってきて、逆行するのではないのか。

その辺の考え方、ここにコンビニ納付だの、そういうふうなメリットがあまり、市の条例にはメリットがないというふうなことが督促料を取る理由になって、実際に取る条例と取らない条例とか、いっぱい混在するのではないかと——混在する。

だはんで、その辺の説明をもうちょっと、これだけ市民が混乱するのです。その辺の考え方はどうなのですか。

○上下水道部営業課長（熊谷義昭） まず、市税等と異なる対応としたのが違法になるとか、そういうことから御説明したいと思います。

まず、督促手数料の徴収について準用しております弘前市督促等に関する条例に、他の条例に定めるものを除くというふうに規定されております。それから、上下水道事業は独立採算を原則とする企業会計ということがあります。

以上により、市税等と異なる対応をしても、違法とはまずならないというふうな見解を法務

指導監からは得ています。

それで、どうしても今回取るのかということなのですが、資料のほうにも記載させていただいたのですが、最近の少子高齢化による人口減少がありまして、下水道使用料の収入も年々減少しております。平成27年度から令和元年度までの5年で、約8000万円使用料収入が減少しております。

これにさらに、今のこの督促手数料廃止ということになりますと、年間約300万円ということなのですが、これが5年後だと1500万円、合わせて5年で9500万円と。独立採算を基本とする企業会計としては、上下水道事業としては、やはりこれをやめるというのは、ちょっと今後の……少しでも、幾らかでも収入を得て、健全な経営を図りたいというのが一番の目的でございます。

○6番（蛭名正樹委員） 今のお話でも少し分かったのだけれども、水道料金は最高裁で判例があつて不徴収ということなのですよね。それで、下水道のそういうふうな判例がもし出て、不徴収というふうなことが将来あれば、当然それは徴収できなくなる。

要は、今は督促手数料自体がかなりのお金になるので、これを黙って野放しで取らないでおくというふうなことは、市にメリットがないというか、デメリットばかりなので、それは取りますよというふうなことでそういう規定を設けて取る手だてを残すのだろうけれども、こういう水道料金では取らないと決めている、いろいろなバランスだでばな。

そういうふうなことというのは、将来的に考え方としては、こういう判例があつた場合は、速やかにそういう規定を当然廃止せざるを得ないのか、その辺の考え方をもう少し。将来のもの——もしというか……。

○上下水道部営業課長（熊谷義昭） 下水道使用料も最高裁等により、そういう督促手数料等が徴収できないことになった場合に、どういう対応をするのかというお話だと思うのですが、当然、同じような事情になれば、徴収はできなくなります。ですから、その際は規定も変更するということになります。

○6番（蛭名正樹委員） その辺のところをしっかりと整理して臨んでほしいのと、あとは市民に、この条例が制定されて、要は市民が、市のほうでは督促手数料というのは発生しないというか、そういうふうなものは来ないのに、下水道だけどうして来るのだというふうなことの、当然、市全体で見れば、何でこれだけ発生して手数料が取られるのだというふうなことにもなりかねないので、その辺の広報活動をしっかりと分かりやすくやってもらいたいのと、その辺のところを十分に気をつけて、やるのであればお願いしたいなと思います。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。
以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。
よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午後 1 時43分 散会】